

子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)



保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その間、児童養護施設においておこさまをお預かりする事業です。

利用対象

幸田町に住民票のある満18歳未満の児童

利用時間

平日（月～金） 夜間基本 午後4時～午後10時

平日（月～金） 夜間宿泊 午後4時～翌日午前8時

休日（土・日・祝） 午前8時～午後4時

※施設により入退室の時間が上記以外になることがあります。

利用料

(1回あたり/人)

利用世帯の区分	夜間基本	夜間宿泊	休日
生活保護世帯	0円	0円	0円
町民税非課税世帯	350円	700円	1,000円
その他の世帯	750円	1,500円	2,000円

※おこさまの健康状態や施設の空き状況により、お預かりできないことがあります。

※施設までの送迎は保護者等で行っていただきます。

※別途、食事代がかかる場合があります。

利用方法

- ・利用を希望される方はこども家庭センターまでご相談ください。
- ・こども家庭センター窓口で利用手続きを行っていただきます。
- ・利用施設が決定しましたら、ご利用いただけます。
- ・利用後、請求情報をお送りいたします。期限までに利用料をお支払いください。



(問い合わせ先)

幸田町こども課こども家庭センター

電話 0564-64-1226